

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年11月15日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300293号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300056号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年8月10日の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

平成23年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年8月10日

請求期間における厚生年金保険の標準賞与額の記録がないが、当該期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていた。保管していた賞与明細書を提出するので、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、標準賞与額23万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額より高い厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額を、賞与明細書により確認できる賞与支給額から、23万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年8月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かにつ

いてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300294号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300057号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成25年12月16日は14万8,000円、平成26年12月16日は16万5,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月16日  
② 平成26年12月16日

請求期間においてA社に勤務し賞与を支給されたが、年金記録を確認したところ、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与が振り込まれた金融機関口座の取引明細表を提出するので、請求期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された請求期間の賞与振込に係る金融機関口座の取引明細表(以下「取引明細表」という。)及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書(以下「賞与明細書」という。)から判断すると、請求者は、請求期間①は標準賞与額14万8,000円、請求期間②は標準賞与額16万5,000円に見合う賞与の支払を受け、それぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、取引明細表及び賞与明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は14万8,000円、請求期間②は16万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月16日及び平成26年12月16日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保

険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。